

**「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務」
企画提案説明書**

1 業務名

令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務

2 業務内容

「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務」に係る企画提案仕様書のとおり。

※本事業に係る委託費は、令和6年第1回定例市議会において予算案として提出される予定であり、委託契約及び事業の執行は予算案の議決が条件となる。

3 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者（以下、「受託者」という。）は、公募型企画競争（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を、「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において審査の上、1事業者を選定する。

4 応募資格

応募者は次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (2) 企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市指名競争入札への参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本業務の履行に際しては、IMとは別に業務の管理及び統括を行う者1名の設置が可能であること。
- (6) 起業・事業化支援など、本件と類似する業務の履行経験を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

5 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) 事業実施に関する質問の受付及び回答
：令和6年2月6日（火）17時00分まで
- (2) 参加意向申出書の提出締切日：令和6年2月8日（木）17時00分まで
- (3) 企画提案書の提出締切日：令和6年2月13日（火）16時00分まで
- (4) 企画提案書の書面審査：2月中旬※提案者が6者未満の場合は実施しない
- (5) プレゼンテーションの実施：2月下旬
- (6) 選定事業者の決定、契約等：3月上旬

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務 質問書（事業者名）」とする。

電子メール以外での質問は受け付けない。

○電子メールアドレス：bio@city.sapporo.jp

(2) 質問期間（予定）

令和6年2月6日（火）17時00分まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて札幌市公式ホームページで公表する。

- ・ホームページ

[【https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/bio/hokudaibs2024.html】](https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/bio/hokudaibs2024.html)

7 参加意向申出書（様式1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり、参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出期限（予定）

令和6年2月8日（木）17時00分まで

(2) 提出方法

郵送または持参とする（平日8時45分～17時15分まで）

(3) 提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

(4) その他

提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

8 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務」に係る企画提案仕様書のとおり。

(2) 提出書類

下記様式について、電子データ（正本・副本）をメールにより提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。

また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画書（自由様式）

エ 積算書（自由様式。積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。）

・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページ程度までとする。添付資料等を追加する場合は、極力A4版とすること。

・副本については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。

(3) 提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法

電子メール

イ 提出先

札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課 三沢、紙谷

Eメール：bio@city.sapporo.jp

ウ 提出期限（予定）

令和6年2月13日（火）16時00分【必着】

9 書面審査の実施

本事業の企画提案者が6者以上となった場合、下記「12 審査基準」の基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位5者までの企画提案を選定し、企画提案提出者に通知するものとする。

10 プレゼンテーション審査の実施

本市の指定する日時に、書面審査を通過した事業者（※応募者が5者以内の場合は応募者全員）のプレゼンテーション審査を実施する。

(1) プレゼンテーション審査実施日及び実施場所

○実施日：令和6年2月下旬

○実施場所：札幌市役所本庁舎内会議室

※詳細は別途通知いたします。

(2) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は25分間（説明15分間、質疑応答10分間）程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて提案するものとし、当日の資料追加、は認めないものとする。

11 選定結果の通知

(1) 通知方法

選定結果の通知は郵送もしくは電子メールで行う。

(2) 質問方法

選定結果に質問がある場合は質問の要旨を簡潔に記入し、下記のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務 選定結果質問書（事業者名）」とする。

電子メール以外での質問は受け付けない。

○電子メールアドレス：bio@city.sapporo.jp

(3) 質問期限

札幌市公式ホームページに選定結果が公表されてから暦7日間以内とする。

(4) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて札幌市公式ホームページで公表する。

- ・ホームページ

【<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/bio/hokudaibs2024.html>】

12 審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書がある時は、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査基準
1 業務遂行能力【30点】	
①執行体制 (15点)	・業務を実施するにあたり、適切な経歴を有しているか。また、業務を円滑に進めるために必要かつ十分な体制であるか。
②類似業務実績 (15点)	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。
2 企画提案内容【70点】	
①企画提案全般 (20点)	・企業支援等の専門的な知識が十分に備わっているか。また、産業振興上の意義を理解した上での提案となっているか。
②施設入居者へのハンズオン支援 (15点)	・入居企業へのハンズオン支援の手法等が効果的な提案となっているか。
③産業支援施設・中小企業支援施策の有効活用による企業支援 (15点)	・産業支援施設・中小企業支援施策を有効活用する提案となっているか。
④関係機関との連携による企業支援 (15点)	・関係機関と連携し、効果的な事業運営が可能な提案となっているか。
⑤入居予定企業の発掘及び誘致 (5点)	・入居予定企業の発掘及び誘致について、有効なネットワーク体制の構築が可能であるか。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

【問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側
札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

担当：紙谷、三沢

TEL 011-211-2379 / Eメール bio@city.sapporo.jp